

2019年1月号 財務諸表論 つぶ問

3問目

【問題】

- (1) 個別財務諸表の退職給付会計において、数理計算上の差異の遅延認識が認められている論拠を説明しなさい。
- (2) 連結財務諸表の退職給付会計において、数理計算上の差異をただちに資産または負債に反映させることとされている論拠を説明しなさい。

【解答】

- (1) 数理計算上の差異は、予測と実績の乖離に加えて予測数値の修正も含まれる。このような差異は発生時に確定したものではないため、直ちに費用処理をすることが財務諸表で退職給付の状況を忠実に表現するとはいえない面がある。そのため、平均残存勤務期間以内で処理する遅延認識が認められている。
- (2) 貸借対照表での遅延認識を認めない IFRS とのコンバージェンスや、特に遅延認識によって貸借対照表に期末の実績額による退職給付の状況が示されず、財務諸表利用者の理解を妨げている面もある。具体的には、実績の退職給付債務よりも年金資産の方が大きいにも関わらず、遅延認識を認めると負債が計上されてしまうことや、その逆も起こり得る。そのため、連結貸借対照表上では遅延認識を認めていない。

【解説】

退職給付会計における数理計算上の差異の遅延認識の論拠を確認する問題です。本誌でも説明したとおり、遅延認識の背景には、退職給付の費用計上から実際の支給まで長期にわたることや、支給までに差異が有利・不利ともに生じると予想されるため、将来にわたって費用として配分して均すことがあると考えられます。しかし、IFRS とのコンバージェンスや、最新の企業の状況を財務諸表上で表すことも重要です。特に退職給付債務・年金資産の大小関係と、貸借対照表に計上される資産・負債が逆転することが起きれば、財務諸表利用者を惑わすことにもなります。そのため、連結財務諸表では遅延認識をせず、差異をただちにその他の包括利益に計上して連結貸借対照表に実績額を計上する処理がとられています。

連結会計がそれほど出題されない税理士試験でも理論では問われる可能性があるため、注意が必要です。また、本誌においてつづ問で取り扱うと記した連結財務諸表における退職給付会計の計算は、前回のつづ問の簿記論で出題していますので、確認したい方はそちらを参照してください。